


日常生活用具一覧表

平成30年4月現在

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
介護・訓練支援用具	①特殊寝台 (訓練用ベッド) ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方 ※原則3歳以上	使用者の頭部と脚部の傾斜角度を別々に調整できるもの(マットレス、サイドレール及びベッドテーブル等の附属品を含む)	160,000円	8年
	②床ずれ防止用具 (旧特殊マット) ★介護保険優先 	・下肢又は体幹機能障がい1級の方(常時介護が必要な方に限る) ・(A)、Aの知的障がい者(児) ※原則3歳以上	床ずれを防止できるマットで、①又は②のいずれかに該当するもの ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ②水等によって減圧し、体圧を分散する全身用のマット	100,000円	8年
	③特殊尿器 ★介護保険優先 	・下肢又は体幹機能障がい1級の方(常時介護が必要な方に限る) ・(A)、Aの知的障がい者(児) ※原則3歳以上	尿が自動的に吸引されるもので本人や介護者が簡単に使えるもの	67,000円	5年
	④入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方(入浴に介助が必要な方に限る。) ※原則3歳以上	障がい者が担架に乗ったまま入浴できるもの	82,400円	5年
	⑤体位変換器 ★介護保険優先	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方(下着交換の際に、他人の介助が必要な方に限る。) ※原則3歳以上	身体の下に敷き、介助者が障がい者の体位を簡単に変換できるもの	15,000円	5年
	⑥移動用リフト ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方で、移動に全介助を必要とする場面が日常的にあり、移動用リフトを使用する以外の方法では著しく支障があると認められる方 ※原則3歳以上	身体をつり上げるか体重を支える構造で、自力での移動が困難な方の移動を補助する機能があり、①～③のいずれかに該当するもの(つり具の部分を含む) ①床走行式(キャスタ等で床や階段等を移動するもの。階段移動用リフトを含む。) ②固定式(居室、浴室、浴槽等に固定設置するもの。入浴用リフトを含む) ③据置式(床や地面に置くもの。段差解消機、立ち上がり座イスを含む)	500,000円 ※天井走行型その他住宅改修を伴うものは、 <a href="#">51</a> 居宅生活動作補助用具(住宅改修)に該当	4年
	⑦訓練イス	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童 ※原則3歳以上	附属のテーブルを使用して、食事等の日常生活動作の訓練ができるもの。ただし、補装具に該当するものを除く。	33,100円	5年


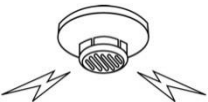


日常生活用具一覧表

平成30年4月現在

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具 ⑧入浴補助用具 ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がいがあり、入浴に介助を必要とする方 ※原則3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者や介護者が簡単に使用できるもので、①～⑦のいずれかに該当するもの ①入浴用いす ②浴槽用手すり ③浴槽内手すり ④入浴台。浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの ⑤浴室すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト	90,000円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能 ※設置に住宅改修を伴うものは、[5]居室生活動作補助用具(住宅改修)に該当	8年
⑨腰掛便座(旧便器) ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方 ※原則3歳以上	障がい者が簡単に使用できるもので、①～④のいずれかに該当するもの ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際の補助機能があるもの ④ポータブルトイレ	60,000円	8年
⑩歩行補助つえ(T字杖) 	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいがあり、必要と認められる方 ※年齢制限なし	障がい者が簡単に使用できるもの  主体が木材のもの 主体が軽金属のもの 夜光材付 全面夜光材付 外装に白色又は黄色ラッカー使用	※松葉づえ、ロフトランドクラッチ、多点杖等は補装具(P19)に該当 2,200円 3,000円 410円加算 1,200円加算 260円加算	3年
⑪手すり(旧移動・移乗支援用具) ★介護保険優先 	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいがあり、家庭内の移動等で介助が必要な方 ※原則3歳以上	転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助等の機能があるもの。ただし、設置に工事を伴うものを除く。	60,000円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	8年
⑫スロープ(旧移動・移乗支援用具) ★介護保険優先 	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいがあり、家庭内の移動等で介助が必要な方 ※原則3歳以上	段差解消の機能があるもの。ただし、設置に工事を伴うものを除く。	60,000円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	8年

日常生活用具一覧表

平成30年4月現在

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
自立生活支援用具	⑬ 頭部保護帽 	・平衡機能、下肢又は体幹機能障がいがあり、必要と認められる方 ・てんかんの発作等により転倒するおそれのある方 ・自傷、多動等により頭部を保護しなければならない必要があると医師の意見書等で確認できる方	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能があるもの 保護帽レディーメイド 保護帽オーダーメイド	29,400円 36,750円	2年
	⑭ 温水洗浄便座 (旧特殊便器)	上肢機能障がい2級以上の方 ※原則3歳以上	洋式便器に設置し、温水温風によって排泄後の洗浄、乾燥を行う機能がある便座で、足でスイッチを操作できるもの	151,200円	8年
	⑮ 火災警報器 ※65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください 	肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいのいずれかが2級以上の方又は知的障がい(A)かAの方で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方	室内の火災を煙や熱により感知し、音や光を発する等の方法により知らせ得るもの	15,500円	8年
	⑯ 自動消火器 ※65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください	肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいのいずれかが2級以上の方又は知的障がい(A)かAの方で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円 ※火災等により使用した場合は、再申請可能	8年
	⑰ 電磁調理器 ※65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください 	視覚障がい2級以上の方又は知的障がい(A)、Aの方で、自ら調理を行うために必要と認められる方 ※原則学齢児以上	障がい者が安全かつ簡単に使用できるもの	41,000円	6年
	⑱ 視覚障がい者用はかり	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	30,240円	5年
	⑲ 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	7,000円	10年
	⑳ 聴覚障がい者用屋内信号装置 	聴覚障がい2級の方 ※原則学齢児以上	音、音声を視覚、触覚等により知覚できるもの。 サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。	87,400円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	10年

日常生活用具一覧表

平成30年4月現在

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
在宅療養等 支援用具	⑲透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透液療法を行う方 ※原則3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	⑳ネブライザー(吸入器) 	呼吸器機能に障がいのある方又はそれに準ずる方であって、必要と認められる方	障がい者が簡単に使用できるもの	ネブライザー(吸入器) 36,000円 電気式たん吸引器 56,400円	5年
	㉑電気式たん吸引器 	呼吸器機能に障がいのある方又はそれに準ずる方であって、必要と認められる方	障がい者が簡単に使用できるもの	ネブライザーと電気式たん吸引器のセットの場合 56,400円	5年
	㉒酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	障がい者が簡単に使用できるもの	17,000円	10年
	㉓視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	9,000円	5年
	㉔視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	18,000円	5年
	㉕視覚障がい者用血圧計	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	9,500円	5年
	㉖視覚障がい者用血糖値測定器	視覚障がい2級以上の方であって、必要と認められる方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	22,580円	5年
情報・意思疎通支援用具	㉗携帯用会話補助装置 	音声言語機能障がい又は肢体不自由があり、発声、発語に著しい障がいのある方 ※原則学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能があり、障がい者が簡単に使用できるもの	98,800円	5年
	㉘情報・通信支援用具	上肢又は視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	パソコン周辺機器及びアプリケーションソフトの内、障がい者等の操作を動作又は音声により補助するもの	100,000円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	5年

日常生活用具一覧表

平成30年4月現在

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具 ③①点字ディスプレイ 	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の重複障がい者(児)であつて、必要と認められる方 ※原則学齢児以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
③②点字器 	視覚障がい者(児) ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	10,400円	5年
③③点字タイプライタ 	視覚障がい2級以上の方(就労又は就学しているか、就労が見込まれる方に限る。) ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	63,100円	5年
③④視覚障がい者用ポータブルレコーダ 	視覚障がい者(児) ※原則学齢児以上	音声や点字で操作ボタンが知覚、認識でき、DAISY方式で録音や記録された図書の再生ができるものであつて、視覚障がい者が簡単に使用できるもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 48,000円	6年
③⑤視覚障がい者用活字文書読み上げ装置 	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	印刷物等の文字を、同じ紙面に印刷された音声コードを読み取り、読み上げる装置	99,800円	6年
③⑥音声ICタグレコーダー 	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	取り付けしたICタグから、その物品等の名称や情報を音声で再生できる製品であつて、視覚障がい者が簡単に使えるもの	59,800円	6年
③⑦視覚障がい者用拡大読書器 	視覚障がい者(児)であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる方 ※原則学齢児以上	文字等を拡大し、モニターに映し出せるもの	198,000円	8年
③⑧視覚障がい者用時計 	視覚障がい2級以上の方 ※原則3歳以上	触読又は音声により視覚障がい者が簡単に時刻を確認できるもの	13,300円	10年
③⑨聴覚障がい者用通信装置 	聴覚障がい者(児)又は発声、発語に著しい障がいのある方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ※原則学齢児以上	ファックス、テレビ電話等一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が簡単に使用できるもの	71,000円	5年

日常生活用具一覧表

平成30年4月現在

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	④⑩聴覚障がい者用 情報受信装置 	聴覚障がい者（児）であつて、本装置によってテレビの視聴が可能となる方	聴覚障がい者が簡単に使用できるもので、①、②の機能があるもの。 ①字幕及び手話通訳の映像を合成したものを（テレビ画面に）出力する機能 ②災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信する機能	88,900円	6年
	④⑪人工喉頭 （笛式）	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000円 （気管カニューレ付は、3,100円加算）	4年
	④⑫人工喉頭 （電動式） 	喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年
	④⑬福祉電話 （貸与）	外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）又は聴覚障がい者で、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、所得税非課税世帯） ※原則18歳以上	障がい者が簡単に使用できるもの	0円 （電話回線の貸与）	—
	④⑭点字図書	主に点字によって情報を入力している視覚障がい者（児）	点字により作成された図書	一般図書購入価格との差額	—
	④⑮地デジ対応ラジオ	視覚障がい2級以上で障がい者のみの世帯又はそれに準ずる世帯の方	地デジのテレビの音声が届けるもの	29,000円	6年
排泄管理支援用具	④⑯ストマ用装具 （消化器系） 	ストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	1か月につき 8,600円 （6か月ごとに申請） 4月～9月分 →3/1より受付 10月～3月分 →9/1より受付	—
	④⑰ストマ用装具 （尿路系）	ストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	1か月につき 11,300円 （6か月ごとに申請） 4月～9月分 →3/1より受付 10月～3月分 →9/1より受付	—

日常生活用具一覧表

平成30年4月現在

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
④⑧紙おむつ (ストマ用装具代替 又は脳原性運動機 能障がい者用) ※④⑨との併給不可 	3歳以上であって、①～③の いずれかに該当する方 ①ストマの著しい変形若しく はストマ周辺の著しい皮膚 のびらんのためストマ用装 具を装着することができな い方 ②二分脊椎による排尿機能 障がい又は排便機能障が いのある方 ③脳性麻痺等脳原性運動機 能障がいにより排尿若しく は排便の意思表示が困難 な方	紙おむつ、尿取りパッド、サラシ、 ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具等の 衛生用品	1か月につき 12,000円 (6か月ごとに 申請) 4月～9月分 →3/1より受付 10月～3月分 →9/1より受付	—
④⑨紙おむつ (一般) ※④⑧との併給不可 ※65歳以上の方は 高齢者支援課へご 相談ください	知的障がいがあるA又はAの方 及び身体障害者手帳所有者 で日常生活のほとんどにお いて介助を必要とする、20 歳以上65歳未満の方	①～③のいずれかを選択 (所得に関わらず自己負担額0円) ①紙おむつ ②尿取りパッド ③長時間安心パッド	365枚/年 1,600枚/年 800枚/年	—
⑤⑩収尿器 (しびん)	高度の排尿機能障がいのある方、 下肢又は体幹機能障 がい2級以上の方	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の 逆流防止装置が付いているもの を含む	8,500円	1年
居宅生 活動作 補助用具 (住宅改修) ★介護保険優先 	下肢、体幹機能障がい又は 乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障が い(移動機能障がいに限 る。)3級以上の方 (ただし、温水洗浄便座への 取替えをする場合は上肢2 級以上の方)	次に掲げる居宅生活動作補助用 具の購入費、改修工事費 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化 等のための床又は通路面の材 料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他上記の住宅改修に付帯 して必要となる住宅改修(壁の 下地補強、壁又は柱の改修工 事等)	200,000円 (ただし、天 井走行型そ の他住宅改 修を伴う移 動用リフトに ついては、 500,000円。)	10年
その他支 援用具 	補聴器の給付を受けた方 ※年齢制限なし	基準額 空気電池 片耳につき36個/年に相当する額 (上限額6,000円) 乾電池 片耳につき14個/年に相当する額 (上限額3,720円)		1年
⑤⑩人工喉頭用電池	人工喉頭の給付を受けた方		1,000円	1年